

岩手県告示第152号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付金の元利償還金（貸付けを受けた者が滞納しているものに限る。以下同じ。）及び元利償還金に係る違約金の収納に関する事務を令和元年5月29日次の者に委託した。

令和元年7月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

受託者	
住 所	名 称
福島県福島市大町2番32号	弁護士法人ブレインハート法律事務所